

専門医・認定医認定制度要綱 新旧対照表

現行	改定
<p>(プログラム責任者)</p> <p>第7条 後期研修プログラムにはプログラム責任者を1名置かなければならない。</p> <p>2 プログラム責任者は、指導医でなければならない。</p> <p>3 プログラム責任者は、申請に基づき専門医制度認定委員会が審査し、理事会の承認を経て理事長が認定する。</p> <p>4 プログラム責任者は、後期研修プログラムの内容や指導体制の維持向上に努め、所属する専攻医が適切に研修をできるよう配慮しなければならない。また本要綱および関連する諸規則に定める業務を遅滞なく行わなければならない。</p>	<p>(プログラム責任者)</p> <p>第7条 後期研修プログラムにはプログラム責任者を1名<u>および副プログラム責任者を1名以上</u>置かなければならない。</p> <p>2 プログラム責任者<u>および副プログラム責任者</u>は、指導医でなければならない。</p> <p>3 プログラム責任者は、申請に基づき専門医制度認定委員会が審査し、理事会の承認を経て理事長が認定する。</p> <p>4 プログラム責任者は、後期研修プログラムの内容や指導体制の維持向上に努め、所属する専攻医が適切に研修をできるよう配慮しなければならない。また本要綱および関連する諸規則に定める業務を遅滞なく行わなければならない。</p> <p><u>5 プログラム責任者が欠けたときは、副プログラム責任者のうち1名がその職務を行う。</u></p>
	<p>附則</p> <p>(副プログラム責任者の配置についての経過措置)</p> <p>第27条 本則第7条に規定する副プログラム責任者の配置については2029年度に認定の審査または更新審査を受けるプログラムから適用する。ただし、この期日までの間も副プログラム責任者を置くよう務めなければならない。</p>

家庭医療専門研修プログラムに関する細則 新旧対照表

現行	改定
<p>(人員)</p> <p>第7条 プログラムの管理・運営・教育の中心的な役割を果たす人員として次の者を置かなければならない。</p> <p>(1) 要綱第7条に定めるプログラム責任者を1名</p> <p>(2) (以下略)</p>	<p>(人員)</p> <p>第7条 プログラムの管理・運営・教育の中心的な役割を果たす人員として次の者を置かなければならない。</p> <p>(1) 要綱第7条に定めるプログラム責任者を1名<u>および副プログラム責任者を1名以上</u> <u>副プログラム責任者は基幹施設または連携施設に所属する者とする。</u></p> <p>(2) (以下略)</p>